



ガバナンス

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、2015年12月の取締役会決議によって、コーポレートガバナンスに関する当社の考え方を整理した基本方針（「コーポレートガバナンス基本方針」）を制定いたしました。当基本方針は、現在の当社にとって最善のものと考えて作られていますが、コーポレートガバナンスがより良い経営を行うためのものである以上、硬直化し、形骸化することのないよう不断に見直し、適宜取締役会で議論し、常に最善のコーポレートガバナンス体制を維持できるよう努めます。

下記 URL では 2021 年 12 月改定の最新版を掲載しております。

- ・ コーポレートガバナンス基本方針
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

コーポレートガバナンス体制（2022年6月27日現在）

当社は、コーポレートガバナンス基本方針に則り、監査役会設置会社制度の長所を生かしつつ、取締役会における非執行取締役（独立社外取締役および社内出身の業務を執行しない取締役をいう。以下、同じ）による業務執行取締役の業務執行に対する監督の実効性と多様な視点からの助言の確保を実現しております。

<取締役会>

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、法令及び定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する意思決定権限を代表取締役及びその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督及び助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、業務執行の誤り、不足、暴走等の是正、修正を可能とするよう非執行取締役を中心に構成し、独立社外取締役の員数を取締役会の員数の過半数とすることで監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

取締役会は、2022年6月27日現在において、業務執行取締役3名、非執行取締役6名（内、社外取締役5名）の合計9名で構成されております。

2021年度においては、取締役会を14回（内 臨時取締役会2回）開催し、経営方針の策定やその実現に向けた施策について議論し、指名委員会の答申に基づく新経営体制等について決議しました。

<監査役（会）>

当社は、監査機能及び監督機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査・監督を行います。監査役会は、2022年6月27日現在において、監査役5名（内、常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されております。2021年度においては、監査役会を9回開催し、主に、監査の方針及び監査計画、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性並びに監査上の主要な検討事項等の検討を

行うとともに、内部監査部門からの報告聴取、常勤監査役から社外監査役への重要な事項の報告及び検討等を行いました。

<独立役員会議>

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に係る議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、全ての独立役員（独立社外取締役 5 名、独立社外監査役 3 名）で構成する独立役員会議を設置しております。同会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図ります。2021 年度においては、独立役員会議を 12 回開催し、経営方針を含む経営上の重要な事項や当社及び当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

<指名委員会・報酬委員会>

当社は、役員選任プロセス及び役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保し、効率的かつ実質的な議論を行うこと並びに役員報酬の体系及び水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申または提案しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申または提案することとしております。

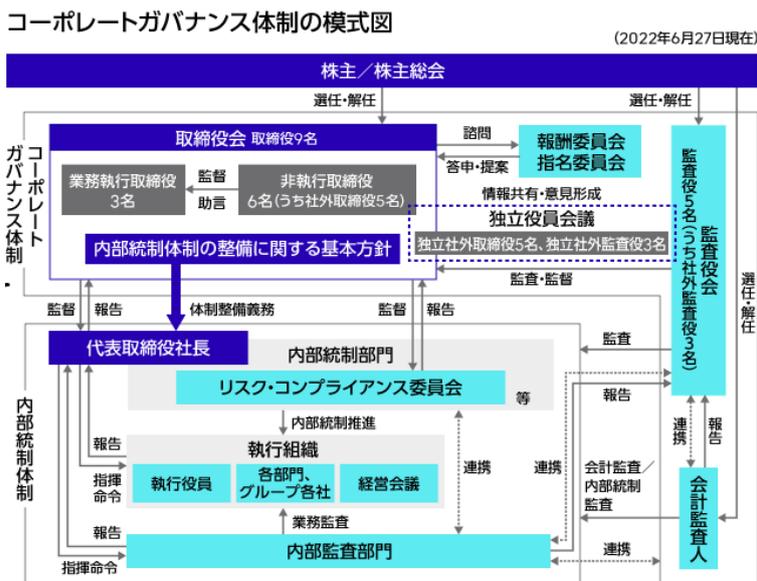
2022 年 6 月に選任された両委員会の委員は以下のとおりであり、指名委員会につきましては非執行役員 4 名（内、独立社外取締役 3 名）、報酬委員会につきましては独立社外取締役 4 名で構成されております。また両委員会の事務局は、当社の人事部門及び法務部門が担当しております。

- ・ 指名委員会
 - 委員長 : 阿部 敦 (独立社外取締役)
 - 委員 : 古城 佳子 (独立社外取締役)、スコット・キャロン (独立社外取締役)、山本 正巳 (取締役シニアアドバイザー)
- ・ 報酬委員会
 - 委員長 : 向井 千秋 (独立社外取締役)
 - 委員 : 古城 佳子 (独立社外取締役)、スコット・キャロン (独立社外取締役)、佐々江 賢一郎 (独立社外取締役)

なお、2021 年度は、指名委員会を 7 回、報酬委員会を 6 回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案、取締役候補者の選任案及び役員のスキルマトリックス等、報酬委員会においては役員報酬の内容改訂や個人別報酬決定プロセスの変更等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

- ・ コーポレートガバナンス報告書
 - 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-jp.pdf>

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。（2022 年 6 月 27 日現在）



現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社は、非執行取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役による、より独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が確保されるものと考えております。このような考え方から、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。

また業務執行の誤り、不足、暴走等の是正、修正を可能とするよう、取締役会は、非執行取締役を中心に構成するものとし、独立社外取締役の員数を取締役会の員数の過半数としております。非執行取締役の中心は独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役とし、さらに、当社の事業分野、企業文化等に関する知見不足を補完するために社内出身の非執行取締役を1名以上置くことで、非執行取締役による監督の実効性を高めております。

役員報酬の決定方針

取締役および監査役の報酬は、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（役員報酬決定方針）」に基づき決定されています。

なお、当社は、2022年4月28日開催の取締役会決議及び2022年6月27日開催の株主総会決議に基づき、2022年度以降に係る役員報酬を見直しております。

- コーポレートガバナンス報告書
「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 P10 / 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 P12」
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-jp.pdf>

内部統制体制の基本的な考え方

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要です。このような認識の下、富士通では、富士通グループの行動の原理原則である「Fujitsu Way」の実践・浸透を図るとともに、経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールのための体制整備の方針として、取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めています。「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文ならびに業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、以下をご覧ください。

- 事業報告・計算書類の一部インターネット開示について
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/report/2021/n122.pdf>

コーポレートガバナンスに関する開示事項

取締役（2022年6月27日現在）

	氏名	役位および担当	代表権	独立社外役員
業務執行	時田 隆仁	社長、CEO、CDXO、リスク・コンプライアンス委員	○	
	古田 英範	副社長、COO、CDPO	○	
	磯部 武司	執行役員 SEVP、CFO		
非執行	山本 正巳	シニアアドバイザー		
	向井 千秋			○
	阿部 敦	取締役会議長		○
	古城 佳子			○
	スコット・キャロン			○
	佐々江 賢一郎			○

2021年度 取締役会・監査役会の出席状況

会議体	開催回数	出席率
取締役会	14回	99.2%
監査役会	9回	100%

* 取締役9名のうち、8名は100%、佐々江 賢一郎氏のみ14回中13回出席

リスクマネジメント

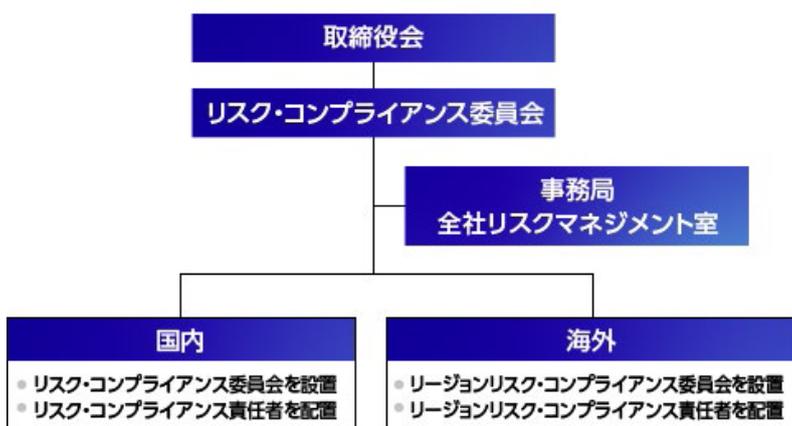
方針・推進体制

富士通グループでは、富士通グループの事業その他におけるリスクを適切に把握し、対応することを経営における重要な課題と位置づけ、取締役会が決定した「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、取締役会に直属するリスクマネジメントおよびコンプライアンスにかかる最高決定機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

また、リスク・コンプライアンス委員会は国内外の各部門や各グループ会社にリスク・コンプライアンス責任者を配置するとともに、これらの組織が相互に連携を図りながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両面から、グループ全体でリスクマネジメントおよびコンプライアンスを推進する体制を構築しています。

さらに、グループ全体の全社的な危機管理の強化のため、事業部門から独立した社長直下の組織である全社リスクマネジメント室にリスク・コンプライアンス委員会事務局機能を移管し、CRMO（Chief Risk Management Officer）のもと、リスク情報全般の把握と迅速かつ適切な対応を行っております。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制



事業活動に伴う主なリスク（注1）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 経済や金融市場の動向に関するリスク ● お客様に関するリスク ● 競合・業界に関するリスク ● 投資判断・事業再編に関するリスク ● 調達先・提携等に関するリスク ● 公的規制、政策、税務に関するリスク ● 自然災害や突発的事象発生に関するリスク ● 財務に関するリスク | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品やサービスの欠陥や瑕疵に関するリスク ● コンプライアンスに関するリスク ● 知的財産に関するリスク ● セキュリティに関するリスク ● 人材に関するリスク ● 当社グループの施設・システムに関するリスク ● 環境・気候変動に関するリスク |
|--|---|

(注1) 事業活動に伴うリスクの例：記載例は一部であり、有価証券報告書などに掲載。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/secreports/>

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿ったリスク関連情報の詳細は、以下の Web サイトもご参照ください。
「環境リスクへの対応」

<https://www.fujitsu.com/jp/about/environment/risk/>

プロセス

リスク・コンプライアンス委員会は、国内外の各部門および各グループ会社の事業活動と、それに伴う重要リスクの抽出・分析・評価（当社グループにおいて重要と考えられる 33 項目のリスクを中心に実施）を行い、これらに対する回避・軽減・移転・保有などの対策状況を確認したうえで、対策の策定や見直しを図っています。

また、様々な対策の実行にもかかわらずリスクが顕在化した場合に備え、対応プロセスを整備しています。自然災害・事故、製品の事故・不具合、システムやサービスのトラブル、不正行為などのコンプライアンス違反、情報セキュリティ事故、環境問題などの重要なリスクが顕在化した場合、各担当部門や各グループ会社は、直ちにリスク・コンプライアンス委員会に報告を行います。

リスク・コンプライアンス委員会は、現場や各関連部門などと連携し、対策本部を設置するなど、適切な対応によって問題の早期解決を図るとともに、原因究明に努め、再発防止策を立案・実行します。加えて、顕在化したリスクが重大な場合は取締役会に随時報告を行います。リスク・コンプライアンス委員会は、これらの各プロセスについても、実行状況を確認し、随時改善を図っています。

リスクマネジメント教育の実施

富士通グループ全体でリスクマネジメントの徹底を図るため、階層別に各種教育・研修を実施しています。

具体的には、新任役員、新任幹部社員などを対象に、リスクマネジメントの基本的な考え方やリスク・コンプライアンス委員会への迅速なエスカレーションなどのルールの周知、製品・サービス、情報セキュリティに関するトラブル事案を共有し、継続的なリスクマネジメントの意識向上と対応能力の強化を推進しています。

2021 年度の教育実績については、文末の「2021 年度実績」欄をご参照ください。

全社防災

富士通および国内グループ会社は、災害発生時の安全確保、被害の最小化と二次災害の防止に努め、操業の早期再開とお客様・お取引先の復旧支援の推進を基本方針として、社内組織の強固な連携体制の構築と事業継続対応能力の強化を図っています。

特に、各事業部やグループ各社の職制系統による対応に加えて、地域ごとに所在するグループ各事業所が協力する「エリア防災体制」の構築を進めています。

また、防災体制の実効性を検証し、対応力強化を図るために、全社、対策本部、事業所、個人など各階層に応じた訓練を行うとともに、被害の最小化、事故の未然防止のため自主点検や検証活動を行っています。これにより課題を把握し、改善に向けた検討・施策を推進することで継続的な防災・事業継続能力の向上を図っています。

全社防災体制と合同防災訓練、検証活動については以下の PDF を、2021 年度の活動実績は、文末の「2021 年度実績」欄をご参照ください。

> [全社防災体制と合同防災訓練、検証活動](#)

事業継続マネジメント

近年、地震や水害などの大規模な自然災害、事件・事故、各種感染症の流行など、経済・社会活動の継続を脅かす不測のリスクが増大しています。富士通および国内グループ会社は、不測の事態発生時にも、お客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスを安定的に供給するため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しています。また、このBCPの継続的な見直し、改善を実施するために事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を推進しています。

新型コロナウイルス感染症について、富士通グループでは、お客様、お取引先、社員およびその家族の安全確保と感染拡大の防止を最優先としつつ、お客様への製品・サービス提供の継続および感染拡大により生じる様々な社会課題の解決に資する取り組みを進めています。

BCM活動の取り組みや感染症対策、サプライチェーンのBCMについては以下のPDFを、2021年度の活動実績は文末の「2021年度実績」欄をご参照ください。

> [BCM活動の取り組みや感染症対策、サプライチェーンのBCM](#)

2021年度実績

リスクマネジメント教育

- 富士通グループ新任役員向け研修：34名
リスクマネジメントに関する事項のほか、内部統制体制、コンプライアンスに関する事項など、新任役員として留意すべき点について具体的な事例の紹介を交えて実施。
- 富士通グループ新任幹部社員向け研修：841名
リスクマネジメントに関する基本的な考え方や幹部社員としてのリスクマネジメントにおける役割などについて、e-ラーニングにて実施。
- 防災フォーラム：約400名
大規模災害に向けた現場の対応力向上を目的に、富士通グループの防災・事業継続担当者を対象とした知見共有のためのフォーラムを開催。
- 富士通および国内グループ会社海外赴任者向け研修：101名
海外赴任者に対し、海外リスクとその対応ポイントや当社の危機管理体制について、情報提供と事前教育を実施。

防災・BCM 訓練

- 合同防災訓練：2021 年度のテーマ「首都直下型地震」

年に1回、災害模擬演習を取り入れた全国一斉防災訓練を実施。富士通および国内グループ会社が連携して大規模災害（「首都直下型地震」と「南海トラフ巨大地震」などを想定）に対処するための要領の習熟とその検証を行う。

情報セキュリティ

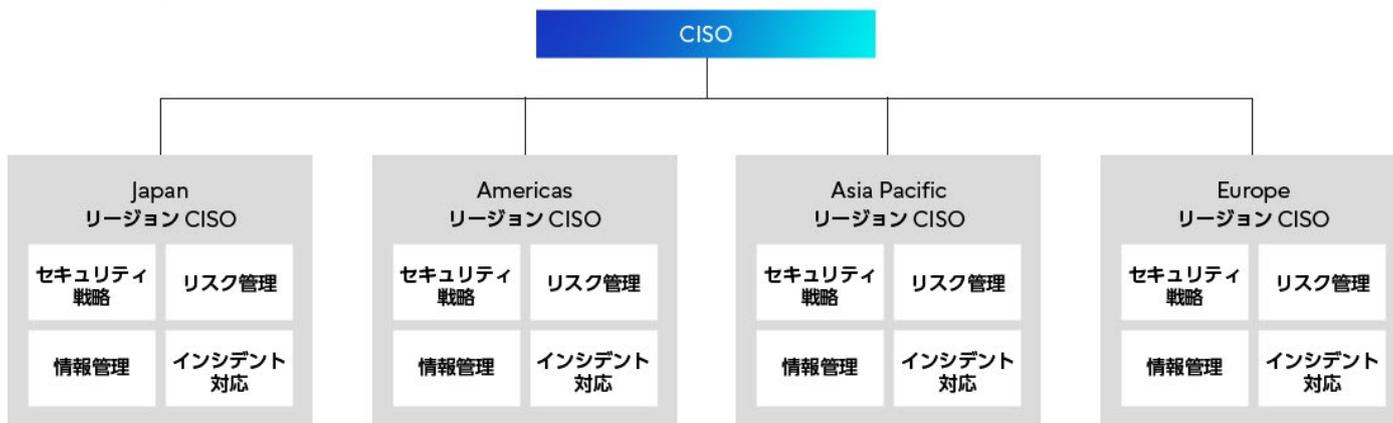
基本方針

富士通グループでは、2021年10月に専任のCISO（Chief Information Security Officer：最高情報セキュリティ責任者）を任命し、新たな情報セキュリティ体制の下で、グループ全体の情報セキュリティを確保しながら、製品およびサービスを通じてお客様の情報セキュリティの確保・向上に努めています。

マネジメント体制

富士通グループでは、CISOの下、日本および海外の3リージョン（Americas、Europe、Asia Pacific）にそれぞれリージョンCISOを設置し、グローバルな情報セキュリティガバナンスの強化を図っています。情報管理のあり方に関してCISOによる社内関連部門の統率を強化し、全体をマネジメントする体制を再構築したほか、情報セキュリティに関して各部門を統率するリソースをCISO直轄の組織に再配置しています。

情報セキュリティマネジメント体制



具体的には、情報セキュリティの各施策を推進する機能として、「セキュリティ戦略」、「情報管理」、「リスク管理」、「インシデント対応」の4つに分類し、それぞれの機能をリージョンごとにすべて持たせて、各リージョンと横断的に連携して取り組む体制を構築しています。

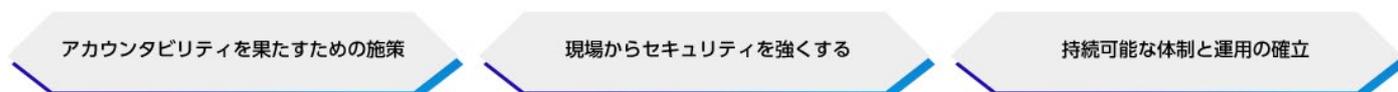
以下、4つの機能についてご紹介します。

セキュリティ戦略

富士通グループおよび各リージョンの事業遂行と社会活動において、阻害要因となるセキュリティ脅威を適切にコントロールし、ステークホルダーとの信頼関係を涵養しうるセキュリティ戦略を策定・実行することによりお客様の事業を支えています。

また、グローバルレギュレーションをベースとしたセキュリティフレームワークにより、グローバルマーケットでリファレンスモデルとなる組織体制、対策、運用を継続的に創出するプロセスと組織風土を醸成し、未経験・未開拓分野への挑戦を行っていきます。

CISO 活動指針の3軸

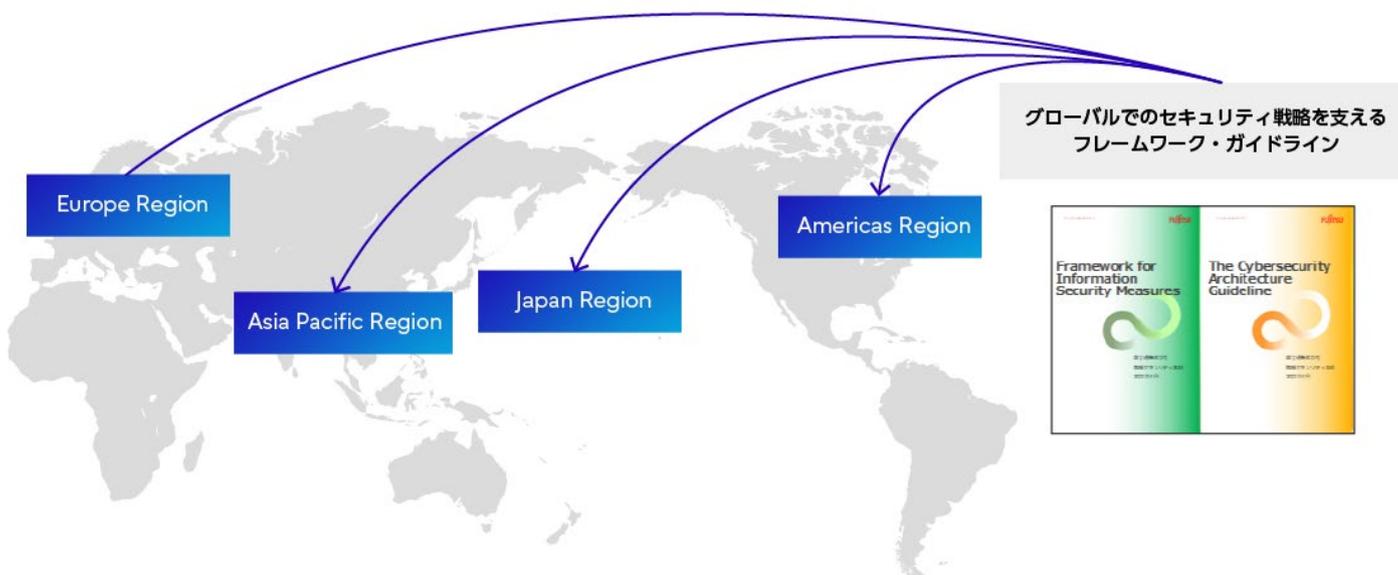


セキュリティフレームワーク

組織におけるサイバーセキュリティ対策の現状に対し、経営環境やリスク許容度および割り当て可能なリソースを考慮し、あるべき姿へのアプローチを可能とするフレームワーク・ガイドラインを2022年に策定し、組織成熟度を高めるための活動を強化しています。

また、各リージョンに対し上記内容を展開し、セキュリティに携わるすべてのメンバーが意識すべき情報セキュリティ上の活動方針、目的、考え方、プロセスを統一し、グローバルでの持続可能な体制強化に努めています。

グローバルセキュリティガバナンス



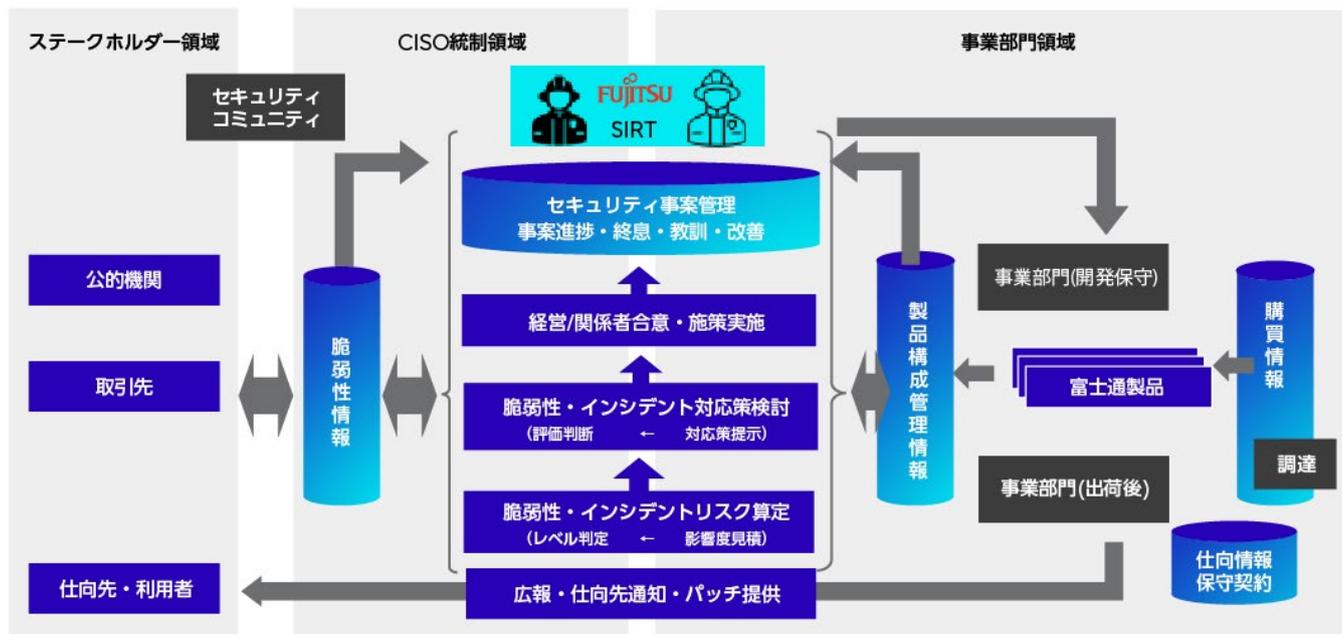
社会から継続的に信頼される取り組みと体制

当社のサービスや製品をご利用いただくお客様を守るため、脆弱性情報、情報資産の見える化、製品構成情報 (BOM) などの情報収集・蓄積の強化と合わせ、データサイエンティストによる統計解析・意識決定のためのデータリレーションを新たなテクノロジー基盤を活用して構築しています。

この体制に基づいて、製品やサービスに与えるリスクの見積りおよびリスクを踏まえた製品やサービスに対する脅威と脆弱性対策の検討を行うことで、スピーディでプロアクティブな対応が可能となり、お客様の事業継続への影響を最小限にすることができます。

※BOM : Bill of material

脆弱性対応フレームワーク



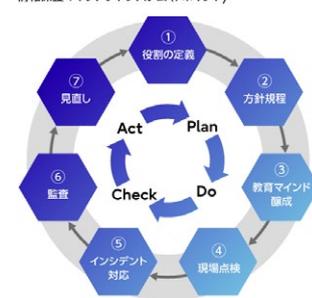
情報管理

富士通および国内グループ会社では、個人情報を含む他社秘密情報および、当社秘密情報を適切に保護するため、情報保護マネジメントシステムによる運用を行うとともに、役割の定義から見直しに至る PDCA を回しています。守るべき情報資産を明確にするために、情報の分類をグローバルで統一しつつ、部門ごとの自律した情報保護活動（業種・業態による規制等）において、お客様、お取引先の状況に応じた適切な管理を設定し、情報を保護する取り組みを実施しています。

また、適切な情報管理を支援するために情報管理ダッシュボードなどを活用した様々な自動化支援ツールを提供し、実効性と安全性を兼ね備えた運用の実現に向けた改善も随時行っています。

情報保護マネジメントシステムにおける主な活動内容は以下の通りです。

情報保護マネジメントシステム (7ポイント)



<情報保護マネジメントシステム>

①役割の定義

代表取締役社長のもと、CISO を中心としたグローバルなネットワークで、情報を管理保護する体制を構築し、各部門においては、部門ごとの管理責任者を任命するとともに役割を明確化し、適切な情報の取り扱いを推進しています。

②方針・規定

情報を正しく取り扱うため、必要な規程や手順を定め、年間の活動計画を立てています。また、法改正への対応を含め方針・規程の見直しを定期的に行っています。

③教育・マインド醸成

社員一人ひとりの意識とスキル向上のため、立場や役割に応じて必要な情報を提供するとともに、テレワーク等の環境変化に応じた様々な教育や情報発信を行っています。

毎年、役員を含む全社員を対象とした情報管理教育（e-Learning）の実施と、いつでも受講可能な情報管理の教材を社内に公開しています。

④現場点検

保有している情報資産を特定、分類し、さらにリスク分析を行い、定期的な棚卸しを行っています。

⑤情報管理インシデント対応

情報管理インシデントへの対応を迅速かつ適切に行うための体制や、エスカレーションルート、手順等をグローバルで整備しています。

⑥監査

部門ごとの情報管理の状態を情報管理推進部門が第三者観点で確認し、是正や改善の指示・提案を行っています。

⑦見直し

監査結果・インシデント・苦情を含む外部からの意見、法改正、環境の変化等を考慮し、情報保護マネジメントシステムの改善・見直しを図っています。



<個人情報の保護>

富士通は、グローバルでの個人情報保護体制を構築し、個人データ保護の強化を図っています。CISO 組織と法務部門主導の下、各リージョンおよびグループ会社と連携し、GDPR（注1）を含む各国の法令に準ずる対応を行っています。個人情報の取り扱いに関しては各国の公開サイトにてプライバシーポリシーを掲載し公表しています。

（注1） General Data Protection Regulation（一般データ保護規則）の略。2018年5月25日に施行された個人データ保護を企業や組織・団体に義務づける欧州の規則で、個人データの欧州経済領域外への移転規制やデータ漏えい時の72時間以内の報告義務などが規定されています。



日本では個人情報の保護を目的とし2007年8月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（注2）の付与認定を受けており、継続的に個人情報保護体制の強化を図っています。国内グループ会社でも、必要に応じて各社でプライバシーマークを取得し、個人情報管理の徹底を図っています。

（注2） プライバシーマークは、JIS Q 15001：2017に適合した個人情報保護マネジメントシステムの下で、個人情報を適切に取り扱っている事業者に付与されるものです。

<情報システムの認証取得>

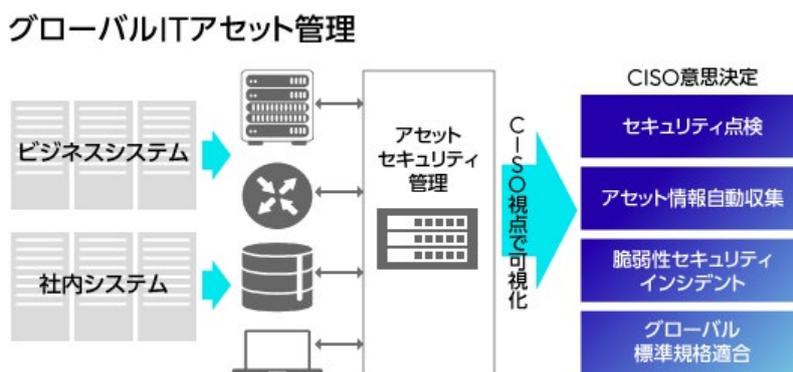
富士通グループは、情報セキュリティの取り組みにおいて、第三者による評価・認証の取得を積極的に進めています。

> [第三者評価・認証監査結果](#)

リスク管理

<IT アセットの一元管理>

富士通グループは、お客様の安心安全でサステナブルな事業活動を支えるため、グローバルに展開しているお客様向けの IT システムおよび、社内 IT システムの IT アセット管理を一元化し可視化することで、グループ全体のセキュリティリスクの特定と是正を速やかに実施しています。平時からのリスク管理を強化するとともに、CISO 直轄組織によるリスク監査結果を見える化し、各プロジェクト部門における適切な現状把握と自律的な是正を促進していきます。



<セキュリティアウェアネス>

お客様の IT システムを健全に維持するには、システムティックなシステム管理に加え、従業員一人ひとりのセキュリティに対する意識とスキルを向上させることが重要です。そこで富士通グループでは、従来から定期的を実施している全社教育の強化に加え、CISO 通達など定期的な社内への情報発信により、社員への啓発と意識徹底を図るため、下記の施策に取り組んでいます。

①セキュリティ教育

- ・最新のセキュリティ脅威の動向やインシデント事例を共有し、従業員のセキュリティ意識向上を図る。

②セキュリティ相談窓口

- ・各種セキュリティに関する相談事項を現場に寄り添って支援する。
- ・システムの設計段階からセキュリティ対策を支援する。(セキュリティバイデザイン)

③情報発信

- ・セキュリティ情報発信サイトにおいて、脆弱情報発信や FAQ により情報取得が簡単にできるようにしている。

サイバーセキュリティインシデント対応

インシデントに即応するには、ログ分析、マルウェア解析、フォレンジックなど様々な専門分野の知識が必要です。また、サイバー攻撃は、その手口が巧妙化・複雑化してきており、インシデント対応者の知識向上だけではなく、継続的なトレーニング、セキュリティ監視の強化、インシデント対応プロセスの継続的な改善、インシデント対応記録のノウハウ化と活用など、様々な面からの強化が重要になります。

インシデント対応の構成要素

人	<ul style="list-style-type: none"> • ログ分析 • 原因調査 • 影響特定 等 	プロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 対応フロー • インシデントレベル定義 • エスカレーション 等
データ	<ul style="list-style-type: none"> • セキュリティセンサーログ • 構成情報 • 脅威情報 等 	システム	<ul style="list-style-type: none"> • 情報収集/保存 • 情報加工/検索 • 自動化 等

富士通グループでは、インシデント対応を構成する要素である、人、プロセス、データ、システムの強化と継続的な改善を実施しています。

<人：ケーススタディと訓練>

インシデントを完全に防ぐことは難しくなっているため、「有事を起こさないための取り組み」から「有事が起こることを前提とした取り組み」に見直し、全社のインシデント対応力を強化すべく取り組んでいます。「有事が起こることを前提とした取り組み」の一つとして、富士通グループでは、社員を対象にしたインシデント対応訓練を実施しています。

具体的には、ビジネスや社内業務に携わる SE、ビジネスプロデューサーを対象にインシデント状況を想定して、実践的な検討を行う訓練を実施しています。さらに社会的インパクトのあるインシデントが発生した際にも、迅速な対応と影響を最小限にする目的で、役員や関連部署を巻き込んだ訓練を実施しています。

<データ：セキュリティ監視の高度化>

サイバーセキュリティを取り巻く環境は常に変化し、攻撃の手口は複雑かつ巧妙化の一途を辿っています。富士通グループでは、このような状況の下においても、富士通を取り巻く関係者の安心安全なビジネス遂行を実現するために、セキュリティ監視の高度化に取り組んでいます。本取り組みにおいては、最新の攻撃に追随するための最新技術導入などにより、データの質を向上させ、セキュリティオペレーション全体を俯瞰した最適化と改善を継続的に実施することで、環境の変化に対応できるようにしています。

<プロセス：インシデント対応プロセスの標準化>

サイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴って、ネットワーク防御における従来の受動的なアプローチから侵入されたことを前提とした考え方へシフトする必要があります。インシデント対応に対する準備として、攻撃の検知、対応、回復などの一連の対応手順を文書化し、インシデント発生時には、関連する部署が適切に機能することが重要となります。富士通グループでは、インシデント対応プロセスに基づき、グローバルで統一した対応を行うとともに、インシデント対応の評価のフィードバックに基づいた継続的な改善を行い、インシデント発生時の迅速な対応と、影響を最小化する取り組みを実施しています。

<システム：インシデント対応のノウハウ化と活用>

日々対応する多くのインシデントの記録を単に保存するだけでなく、データ化しナレッジとして活用する取り組みを実施しています。データ化に関しては、インシデント対応情報だけでなく、社内の構成管理等、各種情報や外部ツ-

ルと連携することで、多様な観点での調査や深掘を図り、統合された情報を元に教訓化するなど、有事対応力の向上を目的に継続的な改善を実施しています。

インシデント対応から得られる情報は、攻撃者が使用したツール、プロセス、アクセス方法などに加え、インシデント対応者の行動など有益なものが多く含まれています。情報のノウハウ化として振り返りを実施し、行動を多面的に捉えて教訓化します。この教訓は、より多くの経験をもったインシデント対応者がどのように分析・対応するかを示すものであり、インシデント対応者の能力向上のための教材となります。富士通では、このノウハウ化された情報を効果的に活用することにより、インシデント対応に対して継続的な改善に取り組んでいます。

当社プロジェクト情報共有ツール「Project WEB」への不正アクセスに関連し、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしました。取締役会の直下に設置した検証委員会からのご指摘も踏まえ、再発防止とセキュリティ強化に取り組んで参ります。

品質への取り組み

方針

富士通では、Fujitsu Way の下に、どの製品・サービスであっても共通して守る指針・憲章と、製品・サービスの特性やお客様の要求事項、法令・規制などに合わせて守る規程・標準類を整備しています。

「富士通グローバル品質指針」は、Fujitsu Way の大切にしている価値観「信頼：テクノロジーを活用し、信頼ある社会づくりに貢献します」を実践するための富士通グループ共通の考え方を示したものです。

お客様に安心してお使いいただける製品・サービスを提供し続けるためにも、「品質」を我々の根幹として捉え、グローバルでの共通認識を持てるよう、本指針を定めています。

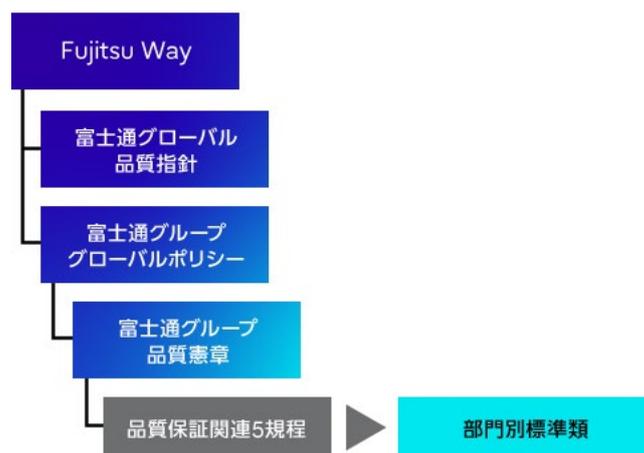
富士通グローバル品質指針

1. お客様起点で品質を追求します
2. 安全・安心を支える品質を確保します
3. ビジネスパートナーと共に品質向上に取り組みます
4. 品質管理・品質保証体制を構築し、品質向上活動に継続的に取り組みます

「富士通グローバル品質指針」を実践するために、富士通グループグローバルポリシーの下、国内では「富士通グループ品質憲章」および、品質保証関連5規程（出荷・登録・リリース規程や、安全推進規程等）を定めています。

お客様およびお客様を取り巻く事業環境の変化を先取りした製品・サービスを提供し続けるために、企画・計画、設計から検証、生産、販売、サポートまでのすべての過程で、これら憲章・規程に基づいた活動を展開しています。

品質規程・規格体系



製品・サービスの安全に関する実践方針

富士通グループは、安全・安心な社会を構築するという社会的責任を認識し、事業活動のあらゆる面において製品・サービスの安全性を常に考慮し、次の方針の下で実践しています。

1. 法令等の遵守

製品・サービスの安全に関する法令を遵守します。
2. 安全確保のための取り組み

製品・サービスの安全を確保するため、さまざまな利用態様を踏まえて製品・サービスの安全化を図り、必要に応じた対策を行います。さらに法令で定められた安全基準に加え自主安全基準を整備、遵守し、継続的な製品・サービスの安全性向上に努めます。
3. 誤使用等による事故防止

お客様に製品・サービスを安全に利用いただくため、取扱説明書、製品本体等に誤使用や不注意による事故防止

に役立つ注意喚起や警告表示を適切に実施します。

4. 事故情報等の収集

製品・サービスの事故情報および事故につながり得る情報等の安全性に関する情報をお客様等から積極的に収集します。

5. 事故への対応

製品・サービスに関して事故が発生した場合、直ちに事実確認と原因究明を行い適切に対応します。製品・サービスの安全性に問題がある場合、お客様等に情報提供を行うとともに、製品回収、サービスの修復、その他の危害の発生・拡大の防止等の適切な措置を講じます。富士通グループは、重大製品事故が発生したときは、法令に基づき、迅速に所轄官庁に報告を行います。

推進体制

富士通は、個々の部門や地域での品質保証活動に加えて、組織の枠を超えたノウハウや情報の共有、利活用や共通課題の解決を図る全社連携活動にも取り組んでいます。

これによりトラブルの再発防止や未然防止、効果的な品質活動の共有により富士通の品質レベルの底上げを図るとともに、世界中のお客様に一貫性のある最適な品質の製品・サービス提供に努めています。

この活動を確実に推進するため、全社連携活動に常時参画し運営する組織要員を、各事業部門より品質管理責任者として選定・人事発令し、グローバル品質マネジメント本部が牽引しています。

品質管理責任者による推進体制



製品・サービスの重大な品質問題発生時の対応体制

富士通では、製品・サービスに重大な品質問題が発生した場合には、リスクマネジメント規程に従い、役員および従業員は直ちに本社リスク・コンプライアンス委員会へ報告することとしています。本社リスク・コンプライアンス委員会からの指示の下で、関連部門が共同で品質問題への対応内容と再発防止策を検討します。

立案した再発防止策は品質管理責任者を通じて他部門へも横展開し、富士通全社で品質問題の再発防止に努めています。

製品安全に関する情報の開示

富士通では、製品安全に関する問題が発生した場合は、速やかにお客様にお知らせするために、富士通ホームページの「製品安全に関する重要なお知らせ」に情報を開示しています。

> [製品安全に関する重要なお知らせ](#)

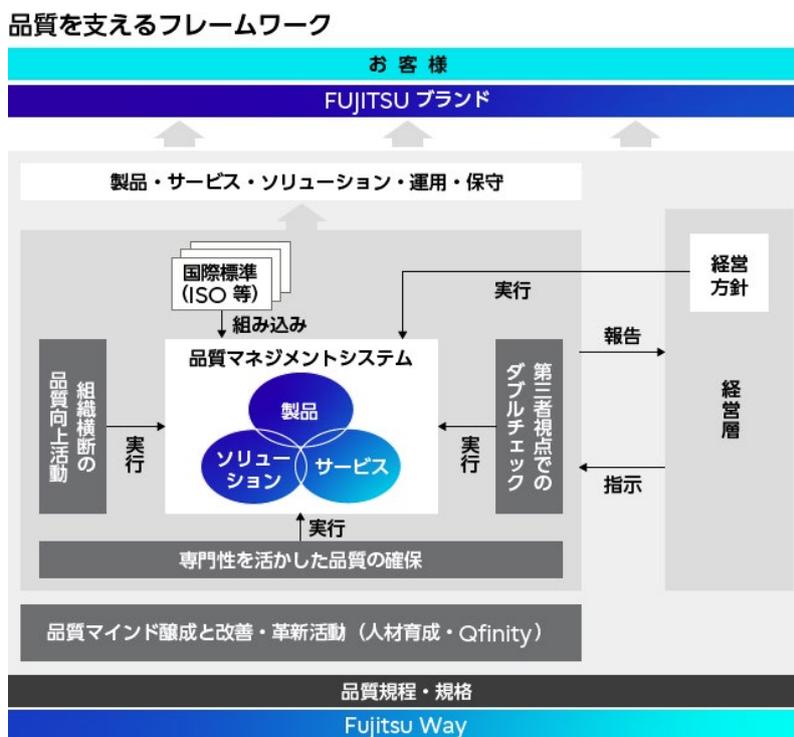
製品の情報とラベリング

富士通では製品の情報とラベリングについて、関連法令・規制・制度や社内規範の遵守を徹底しています。

改善プロセス ～品質マネジメント～

お客様のニーズや期待に応えられる製品・サービスの品質を一貫して提供するためには、企画・計画から開発、製造、試験、販売、運用・保守までに事業部門、共通部門、ビジネスパートナーなど社内外の様々な組織と連携が必要であり、これら組織が一体となる体制や仕組みが基盤として必要不可欠です。

そのため富士通は、製品・サービスに応じ、これら関連部門と連携しながら品質マネジメントシステム（QMS: Quality Management System）を構築・運用しています。QMS の運用にあたっては、ISO などの国際的な認証規格にも照らして PDCA サイクルの進捗を定期的に検証し、より良い品質の実現を目指してプロセスの改善を図っています。



Qfinity

Qfinity（注1）は、2001年度から富士通グループ全体で開始した「社員一人ひとりが主役となり、製品やサービスの品質を向上し続ける改善・革新活動」です。Qfinityを通して、各職場での品質向上活動を推進し、製品・サービスの品質向上に取り組んでいます。

また、優れた成果を出した活動を表彰するとともに、社内で横展開し、富士通グループ全体の品質向上につなげていきます。

（注1） 「Qfinity」とは、Quality（質）とInfinity（無限）を合体させた造語（インナーブランド）で、「一人ひとりが無限にクオリティを追求する」という富士通グループのDNAを表しています。

2021 年度実績

製品の安全性に関する法令違反

- 製品の安全性に関する法令違反：0 件

製品安全に関する情報の開示

- 情報開示件数：0 件の重大製品事故
- [製品安全に関する重要なお知らせ](#)
- ノートパソコンのバッテリー発火の未然防止策

当社は、バッテリーパック製造過程におけるバッテリー内部への異物混入に起因した発火事故の拡大防止のため、これまで3回にわたり、バッテリーパックの交換・回収のお願いをしています。しかしながら、すでに交換・回収を実施しているバッテリーパック以外にも、発生率は非常に低いものの発火事故が発生しています。

これらの発火事故に対する未然防止策として、バッテリーの内圧が上昇する現象を抑制することが効果的であると判明しており、当社では、2017年2月9日より、2010年から2016年に販売開始したノートパソコンを対象にバッテリー充電制御機能のアップデートを当社WEBサイトにて提供させていただいています。

さらに、アップデート対象のパソコンをご使用いただいているすべてのお客様に適用していただくため、「バッテリー充電制御機能アップデート」を、Microsoft社のWindows Updateにより対象の皆様のノートパソコンに配信させていただく施策を2018年11月より実施しています。

また、お客様の適用をサポートするため「FMVバッテリー充電制御アップデート専用ご相談窓口」を開設・維持しています。

製品の情報とラベリング

- 製品の情報とラベリングの違反：0 件

ISO9001／ISO20000 認証取得状況

富士通は、QMSの下で継続的なプロセス改善に取り組んでいます。

- ISO 9001：34 本部 認証
- ISO 20000：9 本部 認証

お客様とともに

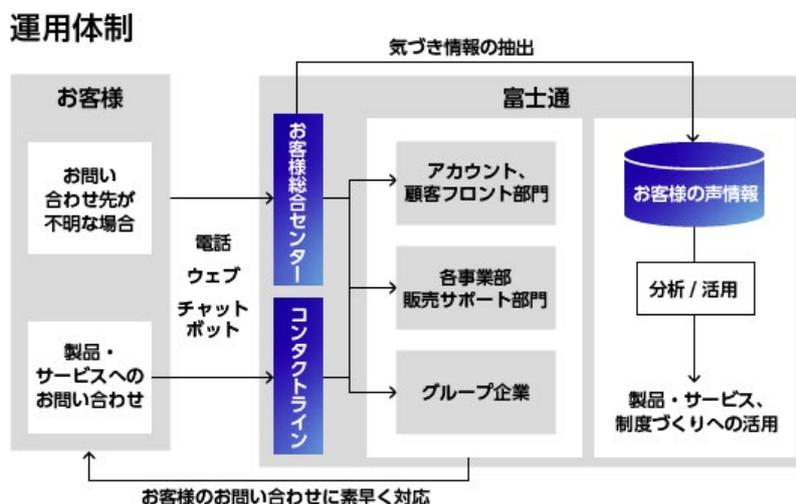
お客様の満足度向上のために

社会や経済の環境がめまぐるしく変化し将来の予測が困難な時代においては、お客様の要望や利用シーンの変化を素早く的確に捉え、“お客様起点”で発想・行動しながら自らを変革していくことが求められます。

富士通お客様総合センター／富士通コンタクトラインの運営

「富士通お客様総合センター」と「富士通コンタクトライン」では、年間約4万件のお客様からのお問い合わせに対して迅速かつ的確にご回答できるよう、複数の部門との連携やAI、チャットボットを活用し対応に当たっています。さらに、対応状況の監視による回答漏れ・回答遅延の防止の役割も果たしています。迅速な回答によってお客様満足度を高めるだけでなく「お客様の声情報」を分析し、製品・サービスの開発や品質向上に活用しています。

> [富士通お客様総合センター／富士通コンタクトライン](#)



宣伝・広告の方針

富士通のあらゆる宣伝・広告活動は、法令や社内規程を遵守し、公正かつ適切な表示・表現を用いるよう努めています。2022年度も、イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく当社の取り組みについて、広く認知いただける活動を推進していきます。宣伝方針ならびに費用対効果に関しては、目標（KPI）を設定するとともにPDCAサイクルを回して、KPIを達成しているかを検証しています。

なお、富士通はビジネスモデルの変更により、景品表示法の対象となる製品・サービスは2018年度以降保有していません。

また、富士通で導入しているお問い合わせ対応システムにて、随時広告に対するご意見を承っています。いただいたご意見は真摯に受け止め、対応すべき件に関しては丁寧にお応えするなど、さらなるコミュニケーションを図っています。

> [広告宣伝](#)